

**【速報！！】****2011 年 3 月期決算の「内部統制報告書」において「重要な欠陥」を識別した企業が 10 社を下回る！**

自社の財務報告における内部統制に重要な欠陥があることを表明した企業は年々減少。レキシコム総合研究所が 3 月決算企業の「内部統制報告書」の分析結果を速報！！

**Executive summary**

株式会社レキシコム／レキシコム総合研究所は、内部統制報告制度が適用されて以来、継続的に提出された内部統制報告書の分析を行っております。2011 年 3 月期の内部統制報告書において、自社の内部統制が「有効でない」と表明した企業は 8 件となり、制度開始以来はじめて 3 月期決算の企業における重要な欠陥の表明が 10 社を下回りました。

なお内部統制の有効性について「評価できない」とした企業は、1 社ありました。

内部統制報告制度は、制度開始当初からの予定通り、企業会計審議会において改定の議論が行われ、3 月決算企業において旧基準における内部統制報告書の開示は最後となりました。2011 年 4 月 1 日以降開始する事業年度からは新しい内部統制報告制度の基準が適用されており、それにより内部統制報告書の開示区分などにも変更が加えられることになっています。

**I. 2011 年 3 月 31 日決算の企業における内部統制報告書の提出状況****(1) 経営者による評価結果の概要**

企業が提出した内部統制報告書における意見は、提出総数 2,566 社のうち、自社の財務報告に係る内部統制が「有効」であるとした企業が 2,557 社（前期 2,578 社）であるのに対し、「有効でない」とした企業は 8 社（前期 28 社）であり、全体の 0.3%となりました。また重要な評価手続が実施できないなどの理由により、評価結果を表明できないとした企業は 1 社でした。

		2011 年 3 月期		2010 年 3 月期	
		社数	割合	社数	割合
経営者評価	有効	2,557 社	99.7%	2,572 社	98.9%
	有効でない	8 社	0.3%	29 社	1.1%
	不表明	1 社	0.0%	0 社	0.0%
	合計	2,566 社	100%	2,600 社	100%

(注) 2010 年 3 月期の社数には、訂正内部統制報告書によって意見が修正されたものも含まれます。

## (2) 重要な欠陥の原因分析

重要な欠陥を識別した企業において、重要な欠陥を識別した内部統制のプロセスを分析すると、昨年引き続き「決算・財務報告プロセス」に起因するケースが多くなりました。次に「全社的な内部統制」に起因するケースが多いという結果となっており、昨年とは違った傾向が現れています。また、不正に該当するものが非常に大きな割合を占めていることがわかります。なお、昨年引き続き3月期決算企業としてはIT全般統制に起因するとした場合はありませんでした。

プロセス名	2011年3月期		2010年3月期	
	重要な欠陥数	不正に該当するもの (内数)	重要な欠陥数	不正に該当するもの (内数)
全社的な内部統制	3	3	12	7
決算・財務報告プロセス	7	3	18	3
その他の業務プロセス	2	1	13	4
IT全般統制	0	0	0	0

(注)複数の理由により重要な欠陥を識別している企業もあり、集計は延べ数としているため、重要な欠陥の数と「有効でない」と表明した企業数は一致しません。また、2010年3月期については、訂正内部統制報告書によって意見が修正されたものも含まれます。

## (3) 「やむを得ない事情」による評価範囲の限定

「やむを得ない事情」は、組織変更等が決算日直前に行われる等の事由によって、内部統制報告制度における評価範囲の対象外とするものであり、2011年3月期決算の企業のうち、「やむを得ない事情」によって評価範囲を限定した企業は11社ありました。なお、そのうち3社については、2011年3月11日に発生した東日本大震災を「やむを得ない事情」として特定の業務プロセスや事業所における内部統制の有効性評価ができなかったとしています。

「やむを得ない事情」に該当するとして評価範囲の対象外とした組織再編の実行日と期末日との関係を整理すると次のようになります（東日本大震災を理由としている企業を除く。なお複数の組織再編を実行している場合には累計数を記載しているため、合計数は企業数と一致しない）。

期末日までの月数	件数
1ヶ月	2
2ヶ月	3
3ヶ月	2
4ヶ月	1
5ヶ月	1
合計	9

(3) 昨年度「有効でない」及び「評価できない」としていた企業の結果分析

経営者の昨年度における意見が「有効でない」とした企業のうち、2011年3月期の結論を「有効である」とした企業は24社(昨年有効でない企業の82.8%)ありました。そのうち、有効となった理由を明記しているのは1社のみでした。

昨年の結論	今年の状況	内訳	件数
有効でない	上場廃止		1
	有効	特記事項に理由あり	1
		理由の記載あり	0
		理由の記載なし	23
	有効でない		2
評価できない		1	
合計			28

なお、2010年3月期において「有効でない」とした企業のうち、1社については、2010年3月期の有価証券報告書の提出が遅延しているため、集計には含まれておりません。

## <資料1>

レキシコム総合研究所（所在地：東京都千代田区、所長：中原國尋、以下：当研究所と表記）は、2008年4月1日以降開始年度に適用された内部統制報告制度に関し、昨年に引き続いて2011年3月期に決算を迎えた約2,600社が公表した「内部統制報告書」を分析し、その結果を公表いたします。

当研究所は、公認会計士が中心になって活動しているコンサルティング会社が共同で設置した研究所であり、会計監査に関する情報を中心に分析を行っている組織です。

### ■ 分析の目的

内部統制報告制度において「内部統制報告書」は、2008年4月1日以降開始事業年度から提出することが求められています。内部統制報告制度は、金融庁の諮問機関である企業会計審議会から公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に従って、財務報告にかかる内部統制の有効性評価及び外部監査人による内部統制監査が行われています。

内部統制報告制度も導入から3回目の3月期決算を迎え、制度としての成熟度も高くなってきていますが、制度運用の結果を踏まえて内部統制基準・実施基準が改定されました。従って、2011年4月1日以降開始事業年度にかかる内部統制報告書については、記載区分等が変更されます。

制度適用初年度から、継続的に内部統制報告書及び内部統制監査報告書の結果を分析することによって、制度として毎年運用していかなければならない内部統制報告制度について、次年度以降の効率化に資するための情報を目的として、継続的に結果を分析・公表致しております。

### ■ 組織概要

当研究所は、公認会計士が中心となって活動をしている下記に記載の会社を中心となって、会計及び監査に関する調査・研究を中心に、様々な視点から社会に有用と考えられる情報を発信するために設立されました。

株式会社レキシコム 代表取締役 中原國尋 <http://www.lexicom.jp/>

TY コンサルティング株式会社 代表取締役 中野敬久 <http://www.ty-consul.co.jp/>

株式会社 elecolle (エレコレ) 代表取締役 梶山嘉洋 <http://www.elecolle.co.jp/>

名称 : レキシコム総合研究所

目的 : 会計及び監査に関する調査・研究、情報の収集

所在地 : 東京都千代田区神田神保町 3-7-1 ニュー九段ビル (株式会社レキシコム内)

電話番号 : 03-6272-6550

URL : <http://www.lexicom.jp/>

### ■ 所長略歴

中原 國尋 一公認会計士・システム監査技術者・公認内部監査人

株式会社レキシコム 代表取締役

特定非営利活動法人 日本 IT 会計士連盟 副代表理事

日本公認会計士協会 IT 委員会 監査 IT 対応専門委員、IT 教育専門委員